

穂子ども会規約

第1条 名称及び所在地

本会の名称は、「穂子ども会」といい、本会所在地は育成会長宅に置く。

第2条 目的

本会は会員相互の親睦と修養を深め、子どもたちが地域社会とともに健全な育成を図ることを目的とする。

第3条 会員

本会は穂、穂東町に属する世帯を中心とした、本会の趣旨に賛同する全てを以って会員とし、年齢と活動内容によって以下の会員に属する。但し、子ども会員の保護者は、1名以上は育成会員とならなければならない。また、全ての会員は本会を利用して政治的、宗教的活動を行ってはならない。

2. 会員種別

- (1) 子ども会員 中学生以下の児童会員
- (2) 育成会員 子ども会員の保護者ならびに本会趣旨に賛同する会員
- (3) 指導者会員 本会趣旨に賛同し、球技指導を主に行う会員

3. 会員の範囲と業務

- (1) 子ども会員は後述の子ども会員部会の議決権を持つ。
- (2) 育成会員は穂子ども会の議決権を持ち、本会の運営に責任を持つ。
- (3) 指導者会員は球技指導に関して責任を持つ。

4. 入会

本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込により育成会長に申し込むものとする。

5. 退会

会員は、別に定める退会届を育成会長に提出して、任意に退会することができる。

6. 会員の資格喪失

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して2年以上会員継続の意思を示さなかったとき

7. 会員名簿

育成会長は穂子ども会の会員名簿を作成し、会員の入会、退会にあたっては遅滞なく名簿の修正を行う。

第4条 役員

この会は育成会員のうちより次の役員を置く。

育成会長	1名
副会長	若干名（内1名は育成役員とする。）
会計	若干名
会計監査	若干名
安全係	若干名（兼任可）

2. 役員の選出は、総会において自薦他薦を問わず選挙又は推薦により選出する。

3. 役員の任期は、1カ年とする。但し、再任は妨げない。

第5条 役員の任務

役員の任務は次の通りとする。

2. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代行する。
4. 育成係は、岡山市子ども会育成連絡協議会事業に参加する。
5. 会計は本会の収支会計をつかさどる。
6. 会計監査は本会の収支会計を監査し総会に報告する。
7. 安全係は、子ども会活動における事故の防止に努める。

第6条 事業

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を全ての育成会員で行う。

2. 子ども会員部会の活動を援助し、指導する事業。
3. 子ども会活動に対して、地域の人々の理解をより深める事業。
4. 子ども会の望ましい発展を図るための事業。
5. その他子どもの育成に必要と認める事業。

第7条 会計

本会の経費は、会員の会費、寄付金、助成金、事業収入及びその他の収入とする。

2. 会費の額は年齢によって別に定める総会により決定する。
 - (1) 子ども会員：幼児（0歳～就学前）
 - (2) 子ども会員：小学生
 - (3) 子ども会員：中学生
 - (4) 育成会員
 - (5) 指導者会員
3. 本会の支出は、本会の目的に沿い正しく経理し、収入予算計画の範囲で各々分類しなければならない。

4. 本会の備品は、これを大切に扱い補充、修理を怠らないこと。
5. 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。
6. 前項の特別会計に係わる経費は、一般会計と区分して整理するものとする。

第8条 会議

本会の会議は、総会および役員会とし、会長が召集する。

2. 総会は、毎年1回以上開催し、次の事項について審議する。
 - (1) 規約の制定および変更
 - (2) 事業および収支決算報告
 - (3) 事業計画および収支予算
 - (4) 役員の選出
 - (5) その他、本会運営上の重要事項
3. 役員会は、必要に応じて開催し、上記以外の事項について審議する。
4. 本会の会議の議決は、その会議の出席者の過半数の同意を必要とする。
5. 総会または役員会は、議決権を行使できる全ての会員が書面ないし電磁的方法によつて議案である提案に同意する場合には、その提案を可決した総会または役員会があつたものとみなす。
6. 総会、役員会の事項は議事録をもって記録する。
7. 議事録は育成会長が作成し、依頼のあった際は速やかに開示できるよう保管する。

第9条 子ども会員部会

本会事業のうち、子ども会員による自主的な活動を行うために子ども会員部会を設置する。

2. 子ども会員部会に関し必要な事項は、総会の承認を得て別に定める。

第10条 事業年度、会計年度

本会の事業および会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第11条 規約改正

本会の規約は総会において出席者の過半数の同意により改正することができる。

第12条 雜則

本会の運営に関し必要な細則は、この規約に違反しない限りにおいて、役員会の議決を経て定めることができる。

2. 役員会は細則を制定し又は改廃した場合は、次の総会で報告する必要がある。

第13条 その他

1. 子ども会活動に対する保護者の責任

- (1) 安全係をはじめ、子ども会活動に参加する育成会員はすべて活動中の事故防止に努めるが、重大な過失がない限り、子ども会員の不測の事故などの責任は該当会員の保護者が負うこととする。
- (2) 小学校入学未満の子ども会員の子ども会活動への参加については、保護者である育成会員の参加を必要とする。また、小学生以上であっても、活動内容により保護者である育成会員の参加を必要とすることができる。

付則

- (1) 規約規定当初の事業年度は、第10条の定めにかかわらず、規約施行日から令和2年3月31日までとする
- (2) この規約は平成31年4月15日から施行する
(規約の廃止)
- (3) この規約の施行に伴い、「穂子供会規約」は廃止する。
- (4) この規約の施行に伴い、「穂子供会育成会規約」は廃止する。

細則

第7条 会計について

1. 子ども会会計は会員から委託された子ども会会計を運用するものであり、その執行は子ども会員を中心に還元することを目的とする。
2. 会計担当者は、総会にて決議された会計額に基づき、会計監督者（育成会長）の指示の下で会計執行を統括する。
3. 会計担当者は会計帳簿として現金出納帳（以下出納帳）を備える。
4. 会計担当者は、総会で定められた金額以上の会計執行にあたっては会計依頼書を作成し領収書とともに保管する。
5. 会計担当者は、支払先より領収書の交付を受け会計を執行する必要がある。但し、事情により領収書の交付を受けられない場合は、会計依頼書に詳細を記載のうえ会計監督者に申し出て承認を受けるものとする。
6. 会計担当者は領収書、会計依頼書を基に、会計執行内容が明確となるように具体的な用途・目的等も併せて出納帳に記載し、会計執行状況を取りまとめる。
7. 会計担当者は、定期的に出納帳、領収書、会計依頼書を会計監督者に提出し、会計執行状況の確認を受けるものとする。会計監督者は、収支状況に間違いが無いこと、出納帳、領収書、会計依頼書に不備が無いことを確認した上で署名する。
8. 繰越金は、当該年度の支出決算額が支出予算額を下回ったときに、その一部を積み立てるものとし、繰越金総額の上限を10万円程度とする。
9. 繰越金は、当該年度の通常のさい子ども会活動及び通常の備品購入には使用せずに、収入決算額が予算額より下回った場合や、緊急を要する場合に限って前年度の繰越金から必要経費を支出することができることする。

穂子ども会 子ども会員部会会則

第1条 名 称

私たちの子ども会は、穂子ども会といいます。

第2条 目 的

この会の目的は、みんなが一緒になって遊び、助け合ってよい子になることです。

第3条 組 織

この会は、穂子ども会に入りたい0歳以上の幼児と、小学生、中学生で作ります。

第4条 事 業

この会の目的をはたすために、次のことをします。

1. お互い力をあわせて、仲よくします。
2. みんなの役に立つ奉仕活動をします。
3. 季節の行事や町内の行事をします。
4. その他私たちが幸福になるための楽しいことをします。

第5条 役 員

この会に、次の役員を置きます。

1. 会 長 1名
2. 副会長 1名
3. 班 長 数名

第6条 役員の任務

役員は、次の任務を行ないます。

1. 会長は、会を代表し、会をまとめます。
2. 副会長は、会長を助けて、会長不在のときは、会長の代理をします。
3. 班長は、各班より選び、班のまとめ役や連絡をします。

第7条 役員の選出、任期

役員の選出、任期は次のとおりとします。

1. 役員は、高学年の中よりみんなで選びます。
2. 役員は、1年間務めます。

第8条 会 議

この会の会議は、総会と役員会とします。

2. 総会では子ども会員みんなの意見を取りまとめ、みんながさい子ども会でやってみたい活動を決めます。

第9条 会 計

この会の活動に必要な経費は、育成会員と相談して穂子ども会の会計から支出してもらいます。

第10条 細 則

この会の活動に必要な細則は、班長会において別に定めます。

付則

この会則は平成31年4月20日から施行する。